

中能登町地域防災計画

—— 事故災害対策編 ——

沿革 平成 18 年 12 月 20 日作成
平成 21 年 11 月 19 日修正
平成 23 年 3 月 22 日修正
平成 25 年 3 月 28 日修正
平成 26 年 10 月 27 日修正
平成 28 年 3 月 22 日修正
平成 30 年 3 月 22 日修正
令和 2 年 3 月 27 日修正
令和 5 年 3 月 1 日修正

令和 5 年修正

中能登町防災会議

中能登町地域防災計画 = 事故災害対策編 =

目 次

第1章 道路災害対策計画	1
第1節 基本方針	1
第2節 災害予防対策	2
第3節 災害応急対策	3
第2章 鉄道災害対策計画	7
第1節 基本方針	7
第2節 災害予防対策	8
第3節 災害応急対策	9
第3章 危険物等災害対策計画	13
第1節 基本方針	13
第2節 危険物等の定義	14
第3節 災害予防対策	15
第4節 災害応急体策	17
第4章 大規模な火事災害対策計画	21
第1節 基本方針	21
第2節 災害予防対策	22
第3節 災害応急対策	24
第5章 林野火災対策計画	27
第1節 基本方針	27
第2節 災害予防対策	28
第3節 災害応急対策	30

第1章 道路災害対策計画

第1節 基本方針

道路構造物の被災又は主要地方道等における車輛の衝突等により、大規模な救助・救急活動や消火活動等が必要とされる災害（以下「道路災害」という）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、各種の災害予防、災害応急対策を実施する。

第2節 災害予防対策

《県、経済部、七尾警察署》

関係機関は、それぞれ相互に協力し、道路災害を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

1 道路管理者（県土木部及び町土木建設課）

- (1) トンネルや橋りょう等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに、気象の予・警報等の情報の収集、連絡体制の整備を図り、迅速に異常を発見して速やかな災害応急対策を実施する。
- (2) 異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。
- (3) 道路施設の安全確保のために必要な体制の整備を図り、安全性の高い道路整備を計画的に実施する。
- (4) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- (5) 実践的な防災訓練を実施し、災害発生時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善など必要な措置を講ずる。
- (6) 災害発生時に施設、設備の被害状況を迅速に把握し、速やかな応急復旧対策を実施するため、あらかじめ体制、資機材を整備する。
- (7) 道路利用者に対して、道路災害時の対応等の防災知識の普及、啓発を行う。
- (8) 災害の発生後、徹底的な原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努める。

2 七尾警察署

- (1) 道路の交通安全のための情報収集に努め、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知する。
- (2) 被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

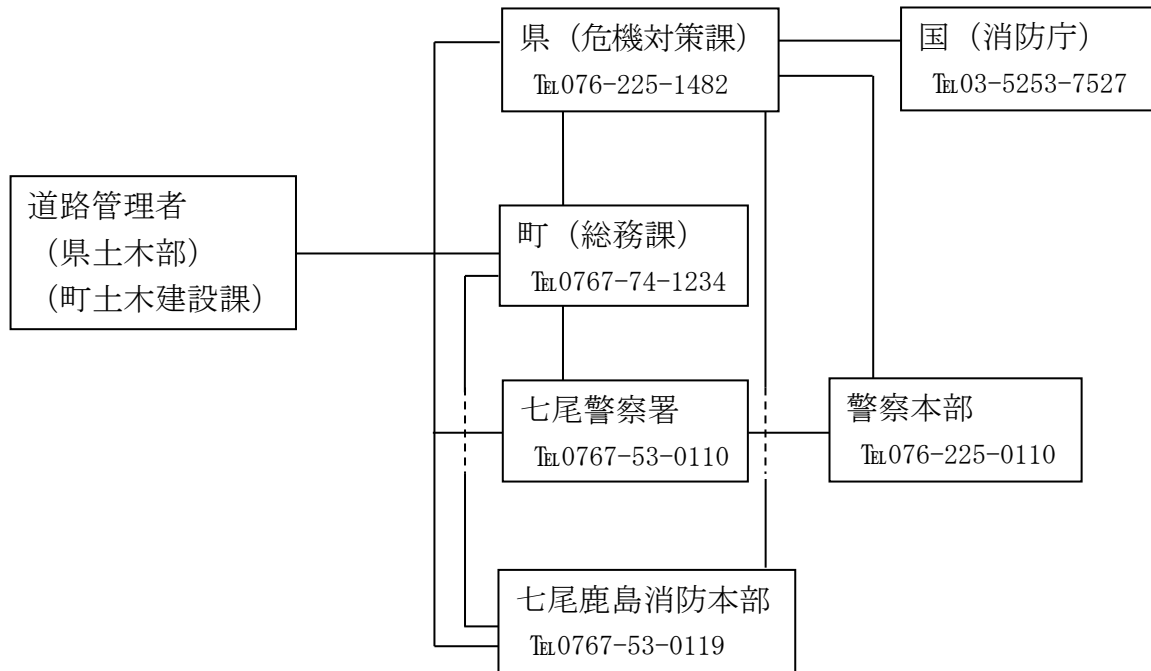
第3節 災害応急対策

《 県、総務部、七尾警察署、消防本部 》

1 情報通信

道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 各関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 各関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、災害応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、本計画「一般災害対策編」第2章「災害に関する情報の収集及び伝達計画」第5節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

道路管理者（県土木部及び町土木建設課）、七尾警察署、消防本部

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民への広報

関係機関は、報道機関を通じて、又は防災行政無線及び音声告知端末、ケーブルテレビ、広報車の利用、広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧の見通し
- (カ) 避難の必要性など、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 現地合同本部等の設置

関係機関は、円滑、迅速な災害応急対策を実施するため、必要に応じて協議の上、現地合同本部等を設置する。

4 救助・救急活動

道路災害時における救助・救急活動については、本計画「一般災害対策編」第4章「災害応急対策計画」第7節「救助・救急活動」の定めるところによるほか、道路管理者は、関係機関による救助・救急活動が円滑に行われるよう可能な限り協力する。

5 医療救護活動

道路災害における医療救護活動については、本計画「一般災害対策編」第4章「災害応急対策計画」第8節「災害医療及び救急医療」の定めるところによる。

死傷者が発生した場合は、医療機関、保健所等で編成するDMAT又は医療班を現地に派遣し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

また、道路管理者は、関係機関による迅速かつ的確な医療救護活動が円滑に行われるよう可能な限り協力する。

6 消火活動

(1) 道路管理者（県土木部及び町土木建設課）

道路災害による火災の発生に際しては、消防本部による迅速かつ的確な消防活動が行われるよう可能な限り協力する。

(2) 消防本部

消防本部は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び七尾警察署は、本計画「一般災害対策編」第4章「災害応急対策計画」第7節「救助・救急活動」及び同章第12節「行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制

道路災害時における交通規制については、本計画「一般災害対策編」第4章「災害応急対策計画」第11節「交通規制」の定めるところによるほか、次により実施する。

実施事項

(1) 七尾警察署

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な交通規制を行う。

(2) 道路管理者（県土木部及び町土木建設課）

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な交通規制を行う。

9 危険物等流出対策

道路災害により危険物等が流出し、又はそのおそれがある場合は、本編第3章「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物等による二次災害の防止に努める。

10 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

11 広域応援

町及び消防本部は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、本計画「一般災害対策編」第4章「災害応急対策計画」第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、他の市町、消防機関及び県に対して応援を要請する。

12 災害復旧

実施事項（道路管理者）

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮構物の設置等の応急復旧対策を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を図る。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災個所以外の道路施設についても緊急点検を行う。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確にする。

第2章 鉄道災害対策計画

第1節 基本方針

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「鉄道災害」という）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、各種の災害予防、災害応急対策を実施する。

第2節 災害予防対策

《鉄道事業者》

関係機関は、それぞれ相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

1 鉄軌道事業者

- (1) 踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及する。
- (2) 鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう運行管理体制の充実に努める。
- (3) 自然災害等から鉄道の保全を図るため、気象の予警報等の情報の収集に努めるとともに、常に施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図る。
- (4) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- (5) 災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に勤めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制に努める。
- (6) 実践的な防災訓練を実施し、災害発生時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善など必要な措置を講ずる。
- (7) 災害の発生後、徹底的な原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努める。

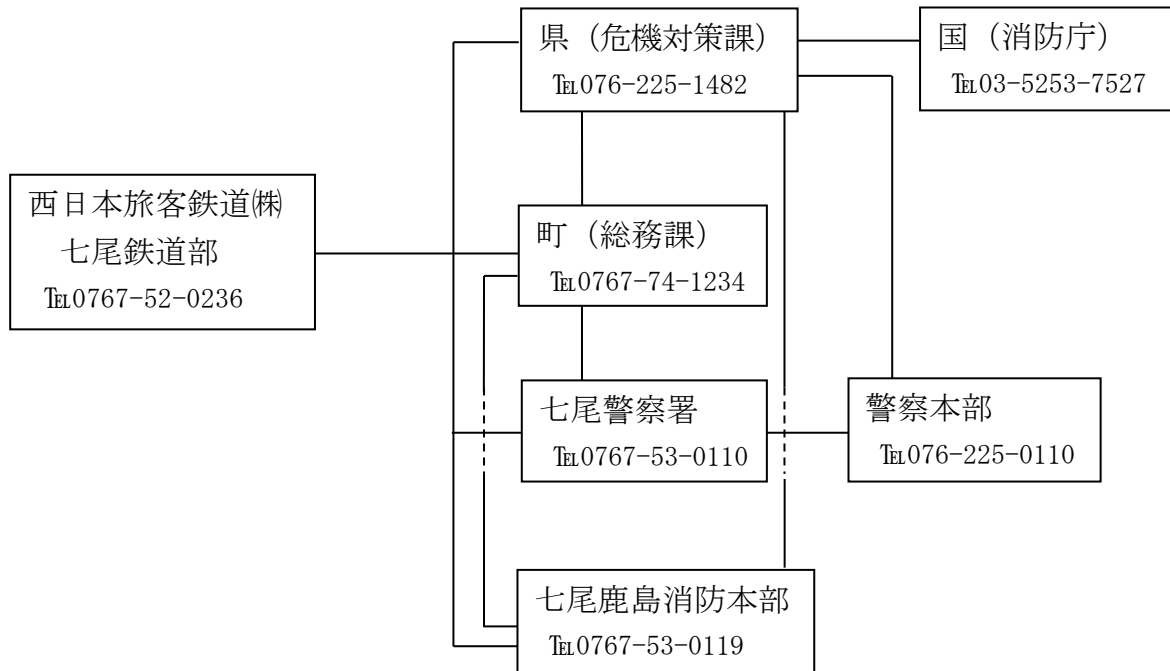
第3節 災害応急対策

《県、総務部、七尾警察署、消防本部、鉄道事業者》

1 情報通信

鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 各関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のため通信手段を確保する。
- イ 各関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、災害応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、本計画「一般災害対策編」第2章「災害に関する情報の収集及び伝達計画」第5節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

西日本旅客鉄道株式会社、町、七尾警察署、消防本部

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民への広報

関係機関は、報道機関を通じて、又は防災行政無線及び音声告知端末、ケーブルテレビ、広報車の利用、広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 避難の必要性など、地域に与える影響
- (カ) 施設等の復旧の見通し及びその他必要な事項
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 現地合同本部等の設置

関係機関は、円滑、迅速な災害応急対策を実施するため、必要に応じて協議の上、現地合同本部等を設置する。

4 救助・救急活動

鉄道災害時における救助・救急活動については、本計画「一般災害対策編」第4章「災害応急対策計画」第7節「救助・救急活動」の定めるところによるほか、七尾鉄道部は、災害発生直後における救助・救急活動を実施する関係機関に対して可能な限り協力する。

5 医療救護活動

鉄道災害における医療救護活動については、本計画「一般災害対策編」第4章「災害応急対策計画」第8節「災害医療及び救急医療」の定めるところによる。

死傷者が発生した場合は、医療機関、保健所等で編成するDMAT又は医療班を現地に派遣し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

また、七尾鉄道部は、災害発生直後における救護活動を行うとともに、医療救護活動を実施する関係機関に対し可能な限り協力する。

6 消火活動

(1) 西日本旅客鉄道株式会社（七尾鉄道部）

鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うとともに、消防活動を実施する関係機関に対して可能な限り協力する。

(2) 消防本部

消防本部は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施する。

7 行方不明者の捜索及び死体の収容等

町及び七尾警察署は、本計画「一般災害対策編」第4章「災害応急対策計画」第7節「救助・救急活動」及び同章第12節「行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制

七尾警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、本計画「一般災害対策編」第4章「災害応急対策計画」第11節「交通規制」の定めるところにより、必要な交通規制を実施する。

9 代替交通機関の確保

七尾鉄道部は、鉄道災害が発生した場合には、バス代行輸送等の代替交通手段の確保に努める。

10 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

11 広域応援

町及び消防本部は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、本計画「一般災害対策編」第4章「災害応急対策計画」第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、他の市町、消防機関及び県に対して応援を要請する。

12 災害復旧

七尾鉄道部は、迅速に被災施設及び車輛の復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

第3章 危険物等災害対策計画

第1節 基本方針

危険物等（危険物、高圧ガス、毒物・劇物）の漏えい・流出、火災、爆発等により、死傷者が多数発生するなどの災害（以下「危険物等災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、各種の予防、災害応急対策を実施する。

第2節 危険物等の定義

《県、総務部、七尾警察署、消防本部》

1 危険物

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの

＜例＞石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

2 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの

＜例＞液化石油ガス（LPG）、アセチレン、液化塩素、圧縮水素など

3 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの

＜例＞毒物：シアン化ナトリウム、水銀、ヒ素、アジ化ナトリウムなど

＜例＞劇物：アンモニア、塩化水素、ホルムアルデヒド、硫酸など

第3節 災害予防対策

《県、総務部、七尾警察署、消防本部》

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵、取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関がとるべき対応は、次のとおりとする。

1 危険物災害予防

(1) 事業者

消防法に定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

(2) 県、消防本部

ア 消防法の規定に基づき保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制の確立を図るため、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等について指導する。

(3) 七尾警察署

必要に応じて危険物の保管状態、自主保安体制等の実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

2 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

高圧ガス保安法に定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育の実施などによる自主保安体制の確立を図る。

(2) 県

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに公安委員会に通報するなど、関係機関との連携体制の確立を図る。

ウ 事業者の自主保安体制の確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育の実施、高圧ガス製造保安係員の選任などについて指導する。

(3) 消防本部

事業者の自主保安体制の確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育の実施などについて指導する。

また、火災防災上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保安管理、防火管理者等による自主防災体制の確立等について、適切な指導を行う。

(4) 七尾警察署

- ア 必要に応じて立入検査を実施し、高圧ガスの保管状態等の実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。
- イ 必要と認められるときは、町、県、中部経済産業局等に対して、所要の措置を講ずるよう要請する。
- ウ 高圧ガス保管施設等が危険な状態になったとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに町、県に通報する。

3 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

毒物及び劇物取締法に定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物・劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

(2) 県

- ア 毒物・劇物取締法の規定に基づき立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発する。
- イ 事業者の自主保安体制の確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物・劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導する。

(3) 七尾警察署

公共の安全と危害予防の観点から、毒物・劇物の保管状態等の実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

(4) 消防本部

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主防災体制の確立等について、適切な指導を行う。

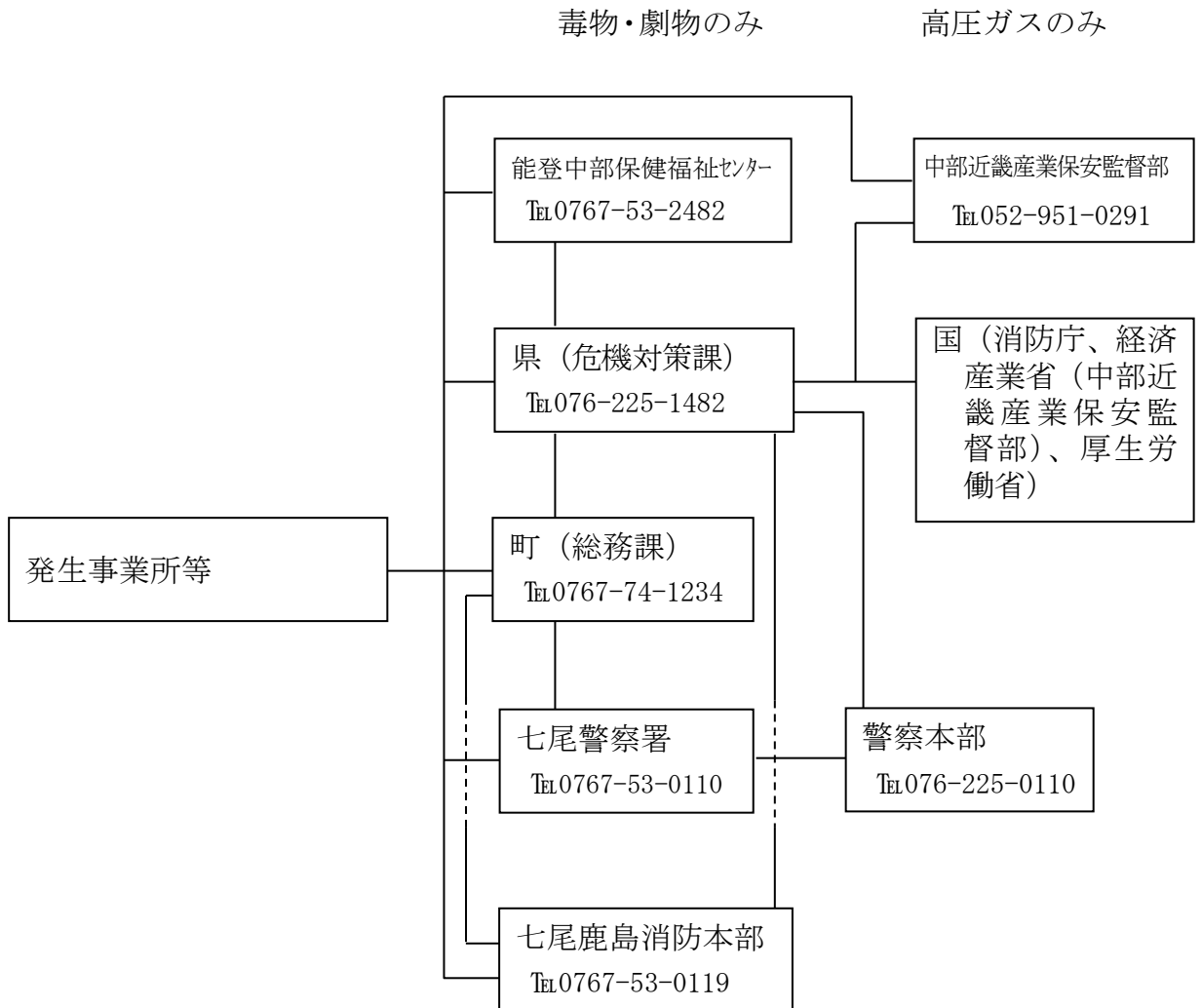
第4節 災害応急体策

《県、総務部、厚生部、七尾警察署、消防本部》

1 情報通信

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



ア 危険物の流出等の事故が発生したとき、事業者は、直ちに消防本部、七尾警察署へ通報する。

イ 高圧ガス保管施設等が危険な状態になったとき、事業者は、直ちに町、県、七尾警察署及び消防本部に届け出る。

ウ 毒物・劇物の飛散等により不特定多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるとき、事業者は、直ちにその旨を能登中部保健福祉センター、七尾警察署及び消防本部に届け出る。

(2) 実施事項

- ア 各関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 各関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、本計画「一般災害対策編」第2章「災害に関する情報の収集及び伝達計画」第5節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

事業所、町、七尾警察署、消防本部

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 危険物の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (カ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じて、又は防災行政無線及び音声告知端末、ケーブルテレビ、広報車の利用、広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (カ) 避難の必要性など、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じて、本計画「一般災害対策編」第4章「災害応急対策計画」第1節「初動

体制の確立」の定めるところにより、応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 現地合同本部等の設置

関係機関は、円滑、迅速な災害応急対策を実施するため、必要に応じて協議の上、現地合同本部等を設置する。

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性、引火性、有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

(1) 事業者

災害の拡大防止を図るため、法令に定める応急措置を講ずるなど、迅速かつ的確な応急点検及び除去・回収の応急処置等を講ずる。

ア 保管庫等が被災した場合、使用を即時一時停止し、必要に応じ盗難等の予防のため見張り人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。

イ 運搬中に被災した場合、必要な措置を講じ、町及び七尾警察署等の指示に従う。

(2) 町、県、七尾警察署、消防本部

危険物等災害時の流出、拡散の防止、環境モニタリング等を実施するとともに、事業者に対する応急措置命令、危険物関係施設の緊急使用停止命令など、適切な災害応急対策を講ずる。

5 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、本計画「一般災害対策編」第4章「災害応急対策計画」第15節「避難誘導等」の定めるところにより、爆発性、引火性、有毒性等といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

6 救助・救急活動

危険物等災害時における救助・救急活動については、本計画「一般災害対策編」第4章「災害応急対策計画」第7節「救助・救急活動」の定めるところにより実施する。

7 医療救護活動

危険物等災害における医療救護活動については、本計画「一般災害対策編」第4章「災害応急対策計画」第8節「災害医療及び救急医療」の定めるところにより実施する。

8 消火活動

(1) 事業者

消防本部の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑えるなど、消防活動に努める。

(2) 消防本部

消防本部は、事業者との緊密な連携を図り、速やかに危険物等災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知機等を活用し、迅速にその性状に合った適切な消火活動を実施する。

9 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び七尾警察署は、本計画「一般災害対策編」第4章「災害応急対策計画」第7節「救助・救急活動」及び同章第12節「行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

10 交通規制

七尾警察署は、災害時における交通規制については、本計画「一般災害対策編」第4章「災害応急対策計画」第11節「交通規制」の定めるところによるほか、危険物等災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な交通規制を実施する。

11 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

12 広域応援

町及び消防本部は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、本計画「一般災害対策編」第4章「災害応急対策計画」第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、他の市町、消防機関及び県に対して応援を要請する。

第4章 大規模な火事災害対策計画

第1節 基本方針

多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害(以下「大規模な火事災害」という)が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、各種の災害予防、災害応急対策を実施する。

第2節 災害予防対策

《総務部、消防本部》

関係機関は、それぞれ相互に協力し、大規模な火事災害を未然に防止するため、必要な災害予防対策を実施する。

1 町及び消防本部

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

公共施設等建築物の耐震・不燃化、空き地、緑地等の計画的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域、準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握し、必要な措置を講ずる。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする工場、事業所等に対して、消防法に基づくスプリンクラー等の消防用設備の設置促進、保守点検の実施及び適正な管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練等について指導するとともに、防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図る。

(5) 防火思想の普及

ア 火災予防運動や防災週間等あらゆる機会をとらえ、各種広報媒体を活用して、町民の防火思想の普及、高揚を図る。

イ 高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者対策に対して適切な援助を行うとともに、支援体制の整備に努める。

(6) 自主防災組織の育成強化

地区の自主防災組織や民間の自主防災組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能事態などに備えて、防火水槽を配備するとともに、井戸水、河川水等の活用により、消防水利の確保と多様化に努める。

(8) 消防体制の整備

消防団員の非常招集体制の整備、消火部隊の編成及び適切な運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段の確保等に努める。

(9) 防災訓練の実施

関係機関、地域住民等と連携して実践的な消火、救出・救助等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、

訓練終了後には評価を行い、事後の訓練や町地域防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。

(10) 火災警報

消防本部は、消防法第 22 条の規定に基づき、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であるときは、必要に応じて火災警報発令の措置をする。

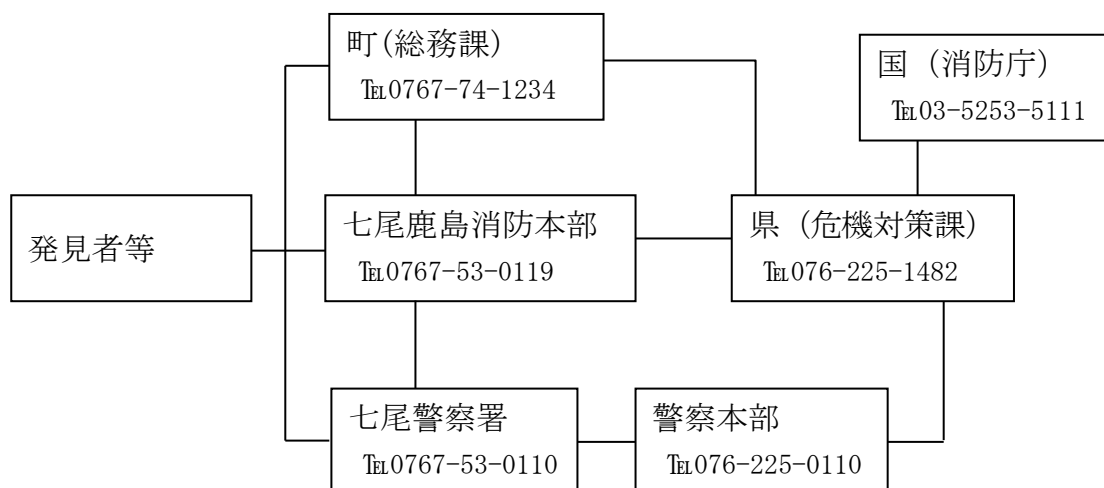
第3節 災害応急対策

《 県、総務部、消防本部 》

1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 各関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 各関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、災害応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、本計画「一般災害対策編」第2章「災害に関する情報の収集及び伝達計画」第5節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

町、七尾警察署、消防本部

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 災害の状況
 - (イ) 家族等の安否情報
 - (ウ) 医療機関等の情報
 - (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
 - (オ) その他必要な事項
- イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じて、又は防災行政無線及び音声告知端末、ケーブルテレビ、広報車の利用、広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 避難の必要性など、地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じて、本計画「一般災害対策編」第4章「災害応急対策計画」第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 現地合同本部等の設置

関係機関は、円滑、迅速な災害応急対策を実施するため、必要に応じて協議の上、現地合同本部等を設置する。

4 消火活動

消防本部は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消火活動を行う。

- (1) あらゆる情報通信網を活用して、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所、避難経路を確保し、重要かつ危険度の高い個所、地域を優先しながら消火活動を実施する。
- (3) 近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、消火、飛び火警戒等を効果的に実施する。
- (4) 消火活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

5 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、本計画「一般災害対策編」第4章「災害応急対策計画」第15節「避難誘導等」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 救助・救急活動及び医療救護活動等

町及び関係機関は、本計画「一般災害対策編」第4章「災害応急対策計画」第7節「救助・救急活動」及び同章第8節「災害医療及び救急医療」の定めるところにより、被災者の救助・救急及び医療救護活動を実施する。

また、同章第12節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

7 交通規制

七尾警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、本計画「一般災害対策編」第4章「災害応急対策計画」第11節「交通規制」の定めるところにより、必要な交通規制を実施する。

8 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

9 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、本計画「一般災害対策編」第4章「災害応急対策計画」第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、他の市町、消防機関及び県に対して応援を要請する。

10 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町及び県は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、本計画「一般災害対策編」第5章「復旧・復興計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第5章 林野火災対策計画

第1節 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害（以下「林野火災災害」という）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、各種の災害予防、災害応急対策を実施する。

第2節 災害予防対策

《県、総務部、消防本部》

林野火災の発生原因のほとんどが人為的なものによることから、国、県、町及び関係機関は、それぞれ相互に協力し、林野火災を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

1 実施事項

(1) 町、消防本部は、近畿中国森林管理局、県と協力し次の対策を実施する。

ア 一般入山者対策

登山、ハイキング、山菜採り等の入山者への対策として、次の事項を実施する。

(ア) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性を広く周知する。

(イ) 観光関係者による防火意識の啓発を図る。

イ 消火資機材等の整備

(ア) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

(イ) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

ウ 保安林等の巡視

県は、保安林等重要な森林及び林野火災が発生するおそれのある地域を対象に、巡視を行う。

(2) 林野所有者

林野所有者は、自己所有林野の失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

ア 防火線、防火樹帯の設置

イ 自然水利の活用等による防火用水の確保

ウ 自己所有林野への入山者に対する防火啓発

エ 森林保全巡視員の配置及び危険期間中の見回り強化

オ 無断入山者に対する指導

カ 火入れに対する禁止対策

(3) 林内事業者

林内において森林施業、道路整備等の事業を行う者は、事業区域内での火災発生を防止するため、林野所有者と協議して次の事項について適切な予防対策を講ずる。

ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置

イ 火気責任者の指定する喫煙所等を設置する場合、標識及び消火設備の完備

ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

(4) バス等運送業者

乗客のタバコの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するため、乗客に対して注意を喚起するとともに、車輛通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統の確立等に努める。

2 林野火災消防計画の策定

町長は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、林野火災消防計画の策定に努め、計画策定に当たっては、森林の状況、気象状況、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画する。

(1) 特別警戒実施計画

- ア 特別警戒区域
- イ 特別警戒時期
- ウ 特別警戒実施要領

(2) 消防計画

- ア 消防分担区域
- イ 出動計画
- ウ 防御鎮圧要領

(3) 資機材整備計画

(4) 防災訓練の実施計画

(5) 啓発運動の推進計画

3 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因となるため、関係機関は、次により気象予警報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期す。

(1) 火災気象通報

金沢地方気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、県下に通報する。

通報基準は、本計画「一般災害対策編」第2章「災害に関する情報の収集及び伝達計画」第1節「気象業務法に定める注意報、警報等の地域細分及び種類並びに発表基準」のとおりである。

(2) 伝達系統

ア 消防本部は、火災気象通報を受けたとき、又は気象条件により林野火災発生の危険性があると認めたときは、火災警報を発令するとともに、町民に周知徹底を図る。

イ 関係機関は、通報を受けた場合は、速やかに適切な措置を講ずるとともに、町民への周知徹底を図る。

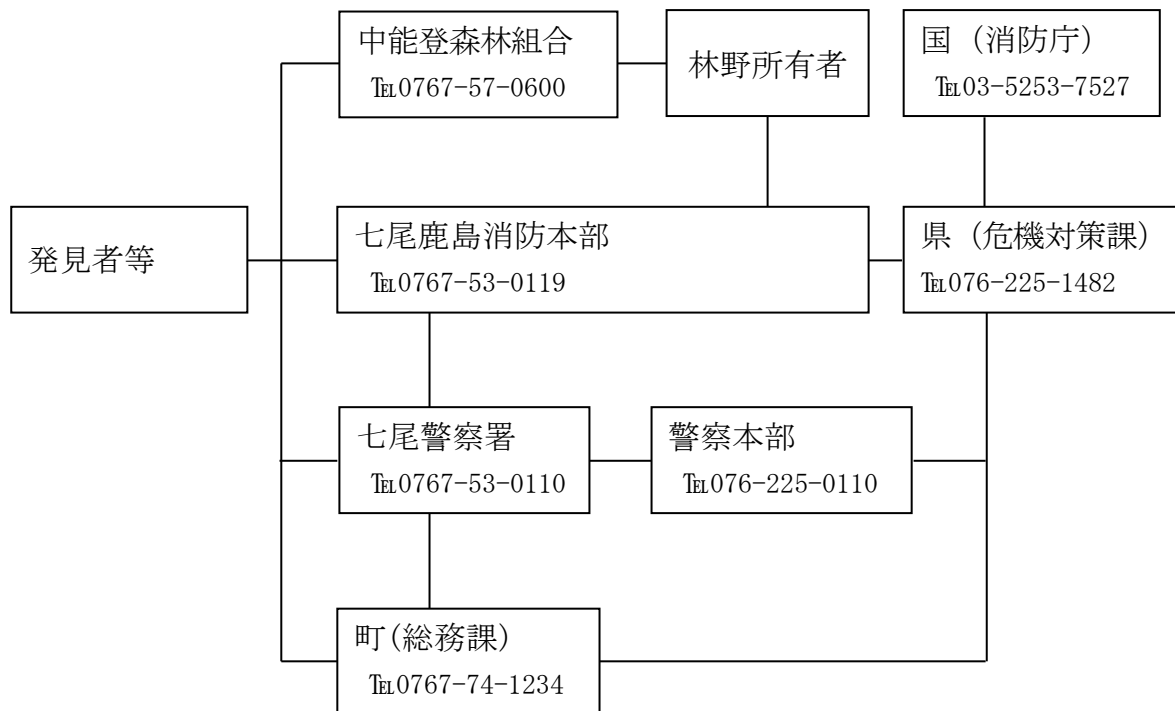
第3節 災害応急対策

《県、総務部、厚生部、七尾警察署、消防本部》

1 情報通信

林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 各関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 各関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、災害応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、本計画「一般災害対策編第2章「災害に関する情報の収集及び伝達計画」第5節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

町、七尾警察署、消防本部、中能登森林組合

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じて、又は防災行政無線及び音声告知端末、ケーブルテレビ、広報車の利用、広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 避難の必要性など、地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じて、本計画「一般災害対策編」第4章「災害応急対策計画」第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 現地合同本部等の設置

関係機関は、円滑、迅速な災害応急対策を実施するため、必要に応じて協議の上、現地合同本部等を設置する。

4 消火活動

消防本部は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消火活動を行う。

- (1) あらゆる情報通信網を活用して、速やかに火災の状況を把握する。

(2) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、中能登森林組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。

(3) 住家への延焼拡大の危険性がある場合や、林野火災が広域化する場合等には、消防防災ヘリコプターを積極的に活用し、空中消火を実施する。

このため、町長は、必要に応じ県消防防災ヘリコプター、自衛隊、他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を知事に要請する。

5 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、本計画「一般災害対策編」第4章「災害応急対策計画」第15節「避難誘導等」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 交通規制

七尾警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、本計画「一般災害対策編」第4章「災害応急対策計画」第11節「交通規制」の定めるところにより、必要な交通規制を実施する。

7 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

8 広域応援

町及び消防本部は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、本計画「一般災害対策編」第4章「災害応急対策計画」第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、他の市町、消防機関及び県に対して応援を要請する。